

社会福祉  
法人 五所川原市社会福祉協議会  
ふれあいいいききサロン事業実施要綱

**(目的)**

**第1条** ふれあいいいききサロン事業(以下「サロン」という。)は、日々の生活に寂しさや不安を感じているひとり暮らし高齢者、障がい者、子育て世帯などの方々が、身近な集会所等を利用して気軽に集まり、生きがいつくりや仲間づくりの輪を広げることで、社会的孤立の防止や介護予防を図り、もって地域福祉の増進に資することを目的とする。

**(実施主体)**

**第2条** サロンの実施主体は、原則として、居住している地域を基盤に活動するグループやボランティア団体(以下「実施団体」という。)とし、社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会(以下「本会」という。)がそれを支援する。

**(参加者)**

**第3条** サロンの対象者は、実施団体の活動領域に居住する、「高齢者」「障がい者」「子育て世帯」等とし、参加者には運営に協力するボランティアを含むものとする。

**(企画運営)**

**第4条** 実施団体は、参加者がお互いに協力しあい、企画・運営をするものとする。

**(開催回数等)**

**第5条** サロンの開催回数は、月1回程度を目安とする。また、1回の参加人数は、概ね10人以上とし、開催にあたっては、地域の特性等を勘案し実施するものとする。

**(活動内容)**

**第6条** サロンの活動内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 談話会、茶話会などの交流活動
- (2) 地域住民が交流できる仲間づくりや生きがいつくり活動
- (3) 健康づくりに関すること
- (4) 趣味や学習、レクリエーションに関すること
- (5) その他、目的達成のために必要な活動

**(開催場所)**

**第7条** サロンの開催場所は、参加者が歩いて行ける範囲の公共施設や集会所等とする。ただし、借り受ける適当な公共施設がない場合は、民家等を使用することができる。

### (助成金額)

第8条 助成金額は、下記の区分のとおりとする。

1年目(開設初年度)	2年目以降
30,000円	前年度の延べ参加人数×100円(上限30,000円)

### (助成金申請及び請求)

第9条 助成金の交付を受けようとする実施団体は、助成金交付申請書(様式第1号)、実施計画書(様式第2号)を本会会長に提出するものとする。

### (助成の交付決定)

第10条 本会会長は、助成の申請があったときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、実施団体に助成金交付決定通知書(様式第3号)にて通知するとともに、本要綱に示す金額の範囲内において助成金を交付するものとする。

### (助成金の請求)

第11条 交付決定を受けた団体は、交付決定通知受理日から起算して10日以内に、助成金交付請求書(様式第4号)を本会会長に提出するものとする。

### (実施報告書)

第12条 実施団体は、当該年度の末日までに、実施報告書(様式第5号)を本会会長へ提出するものとする。

### (運営費の確保)

第13条 実施団体は、開催にあたり、参加者から負担金の徴収、あるいはその他の収入等、自主財源の確保に努めるものとする。

### (助成金の返還)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 活動を行わない、または完了する見込みがないとき
- (2) 政治、宗教、営利を目的とした活動を行ったとき
- (3) 助成金を目的以外に使用したとき
- (4) 報告の偽り、不適切な会計処理が認められたとき

### (その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定めるものとする。

**(附則)**

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日一部改正。

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。